

仕 様 書

(機器構成表)

1 件 名 点滴作業台・カート類一式

2 物品名・仕様及び数量

以下の【A】または【B】のうち、いずれかの仕様を満たすものであること。

①④⑧について《別添資料》参考単品図を確認すること。

【A】

メーカー	品 名	規 格 等	数 量
株式会社ケルン	①点滴作業台	KC740-01S特	6
	②点滴作業台	KC760-01S	1
	③点滴作業台	KC-741-01S	1
	④点滴作業台	KC721-01S特	1
	⑤点滴作業台	KC720-02S	1
	⑥点滴作業台	KC701-01S	4
	⑦点滴作業台	KC740-01S	2
	⑧点滴作業台	KC700-01S特	2
	⑨点滴作業台	KC-761-01S	1
	⑩パーソナルステーション	KC-1512FT	8
	⑪処置カート	KC380	1
	⑫処置カート	KC140K-C	1
	⑬材料搬送カート	KK265-S	1
	⑭材料搬送カート	KK251-C	2
	⑮麻酔カート	KK232-C	11
	⑯薬品収納カート	KC123-C	1
	⑰薬品搬送カート	KC144K-C特	1
	・予備トレイ、仕切板	上記に含む	
	家具搬入設置組立工事費		1

【B】

メーカー	品 名	規 格 等	数 量
サカセ化学工業株式会社	①点滴作業台	WT-1806B-2 特型	6
	②点滴作業台	WT-1803B-2	1
	③点滴作業台	WT-1506B-2	1
	④点滴作業台	WT-1213B-1 特型	1
	⑤点滴作業台	WT-1211B-2	1
	⑥点滴作業台	WT-0915B-2	4
	⑦点滴作業台	WT-1506B-2MKH	2
	⑧点滴作業台	WT-0915B-2 特型	2
	⑨点滴作業台	WT-1213B-2	1
	⑩パーソナルステーション	PS-U103MKH	8
	⑪処置カート	CUB4-2222B	1
	⑫処置カート	C34-T10104T	1
	⑬材料搬送カート	CUA2-A1001B	1
	⑭材料搬送カート	C46-AS10156B	2
	⑮麻酔カート	C34-T2010MBMKH	11
	⑯薬品収納カート	C34-DNS420SBMKH	1
	⑰薬品搬送カート	C34-T212SBMKH	1
	・トレイ	PT34-10	19
	・仕切板	PD10-30	38
	・仕切板	PD10-42	57
	・仕切板	PD10-43	19
	搬入設置費		1
	配送費		1

3 装置の条件等

(1) 装置の概要及び条件等

- ア 入札機器のうち医療機器に関しては、入札時点において医薬品医療機器等法(改正薬事法)に定められている製造承認を得ている物品であること。
- イ 納入時における全てのソフトウェアおよびハードウェアは、最新バージョンで提供すること。無償保証期間中にソフトウェアのバージョンアップがある場合は対応すること。
- ウ 納入までの間に新機種開発によりモデルチェンジまたは機能増強され、千葉市(以下、「本市」という。)が把握していた機能や設置条件等に変更が生じる可能性がある場合、速やかにその事由を本市に報告し、協議に応じること。
- エ 搬入及び据付工事の実施日時は、本市と受注者として協議して定めるものとする。
- オ 機器の搬入及び据付に必要な箇所の養生を行うこと。またその費用(材料、敷設及び撤去)は受注者の負担とすること。
- カ 機器が正常稼働するために本市が用意する一次側設備(電源・空調・給排水等)以外に工事・設置調整が必要となる場合は、受注者の負担として本入札金額の範囲内で整備対応すること。
- キ 機器が完全に稼働するために必要な運搬、据付、配線のために必要な費用は、全て受注者の負担とすること。
- ク 納入後においても、装置に必要な消耗品及び物品の安定供給が確保されること。
- ケ その他仕様書に記載のない事項については、適宜本市との協議に応じること。

(2) サポート・障害支援体制

- ア 機器の無償保証期間は、納入検査完了日から1年間とする。
- イ 無償保証期間中における定期点検費・人件費・作業費・出張費・修理部品費・定期交換部品費等、全ての費用を無償とすること。ただし、消耗品や事務用品を除くものとする。
- ウ 保証期間満了後においても、故障等が発生した場合には直ちに対処できる体制であること。
- エ サポート体制は、病院運用に支障をきたさないよう営業担当者もしくはサポートセンターにて一次対応を行うこと。
- オ 機器取扱に関しては、病院医療職が技術を習得するまで十分教育訓練を行い、本市が指定する日時、場所で行うこと。
- カ 機器の試運転及び取扱い説明に関する導入時教育訓練のための消耗品等は受注者の負担において用意すること。
- キ 機器の取扱説明書(操作マニュアル)は、日本語版を1部以上用意すること。
- ク 納入後一定期間は、機器稼働時に技術者を派遣立会いさせ、機器の稼働性能を確認するとともに病院医療職の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、本市と協議すること。

(3) 固定資産管理支援

- ア 受注者は、本市の固定資産台帳登録に必要な事項を入力したデータを契約締結後すみやかに下記メールアドレスまで提出すること。(別途本市が指示する様式を使用し、「xlsx」形式にて提出すること。構成内容に複数機器がある場合、組み合わせて一体として機能する機器については、原則としてそれらの合計額を一つの資産として入力すること。例外として、セットで取得したものであっても、個別に機能し、かつ単品で買い替えが想定されるものについては、個々の単価で入力すること。)
病院局経営企画課メールアドレス:kikaku.HO@city.chiba.lg.jp
- イ 受注者は、納入時に管理用の備品シールを、原則として物品1個につき1枚用意し貼付すること。
(備品シールは、本市が指定する規格品を受注者負担の上用意すること。シールに記載する年月日等の項目やシールの貼付場所は別途本市より指示するものとする。)

4 納入期限

令和8年9月28日

5 納入場所

千葉市立幕張海浜病院 スタッフステーション(外来、病棟)
千葉市美浜区若葉3丁目1番地27

6 その他

その他不明な点については、本市と協議の上、実施すること。

連絡先

千葉市病院局経営企画課開院準備班
千葉市美浜区若葉3丁目1番地27(5階)
電話 043-245-5741